

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び所在地 別紙のとおり

2 指名停止措置期間

- ・平成23年4月27日～平成24年4月26日(12ヵ月)……………34社
 - ・平成23年4月27日～平成24年7月26日(15ヵ月)……………2社
- *業者ごとの指名停止措置期間は別紙のとおり。

3 事実概要

別紙記載の36社は、山梨県発注の土木一式工事に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から平成23年4月15日に違反事業者と認定され、排除措置命令、課徴金納付命令を受けた。

4 指名停止措置理由

公正取引委員会から、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、違反事業者と認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことは、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」(H23.4.1施行)別表第2第11号に該当。

【指名停止等措置要領別表 第2】(H23.4.1施行)

| 措置要件 | 期間 |
|--|----------------------------|
| (独占禁止法違反行為) 11 県又は県以外の公共機関が県内を地域として発注する工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。(15号に掲げる場合を除く。) | 当該認定をした日から 12ヵ月以上24ヵ月以内 |

* 天川工業(株)、風間建設(株)については、措置要領第3第2項第1号に該当するため、指名停止の短期期間を加重する。

5 指名停止措置の通知及び山梨県建設業協会への指導徹底要請

- 指名停止通知書の交付
日時 平成23年4月27日(水) 13時30分から
場所 県庁北別館5階 507会議室
- 協会への指導徹底要請
日時 平成23年4月27日(水) 15時00分から
場所 県土整備部長室

* 問い合わせ先：山梨県県土整備部技術管理課技術評価担当
甲府市丸の内1-6-1
直通電話：055(223)1681

| 業 者 名 | 本店の所在地 | 代表者名 | 指名停止期間 |
|----------------|---------------------|-------|--------|
| 植野興業(株) | 甲州市塩山上於曾 1 8 9 6 | 植野 正人 | 1 2 ヶ月 |
| 昭和建設(株) | 甲州市塩山熊野 8 0 - 1 | 浅野 正一 | 1 2 ヶ月 |
| (株)高野建設 | 甲州市勝沼町勝沼 2 8 9 3 | 高野 敬司 | 1 2 ヶ月 |
| 天川工業(株) | 甲州市塩山上於曾 1 2 6 9 | 天川 住夫 | 1 5 ヶ月 |
| 岩波建設(株) | 甲州市塩山上粟生野 1 0 7 6 | 岩波 太生 | 1 2 ヶ月 |
| (株)廣川工業所 | 甲州市塩山上萩原 1 4 2 | 廣川 哲也 | 1 2 ヶ月 |
| (株)内田組 | 山梨市東 4 0 7 | 内田 光司 | 1 2 ヶ月 |
| 峡東建設(株) | 甲州市塩山熊野 1 4 3 | 岩波 廣志 | 1 2 ヶ月 |
| (株)タナベエンジニアリング | 甲州市塩山竹森 2 8 2 1 | 雨宮 利明 | 1 2 ヶ月 |
| (株)甲斐建設 | 山梨市牧丘町窪平 1 9 | 渡辺 博仁 | 1 2 ヶ月 |
| (株)天川組 | 甲州市塩山千野 5 5 9 | 天川 貴 | 1 2 ヶ月 |
| 甲信建設(株) | 甲州市勝沼町菱山 1 0 6 3 | 三森 一 | 1 2 ヶ月 |
| 野澤工業(株) | 甲州市勝沼町小佐手 2 3 6 - 3 | 野澤 孝之 | 1 2 ヶ月 |
| 三森建設(株) | 甲州市勝沼町菱山 3 6 8 7 | 齊藤 潤一 | 1 2 ヶ月 |
| (株)大和工務店 | 甲州市塩山赤尾 4 5 1 - 1 | 神戸 和男 | 1 2 ヶ月 |
| 山梨建設(株) | 山梨市上神内川 1 1 2 6 - 1 | 辻 真由美 | 1 2 ヶ月 |
| (株)飯島工事 | 甲州市塩山藤木 1 7 7 5 | 飯島 明生 | 1 2 ヶ月 |
| (株)広瀬土木 | 山梨市三富下萩原 3 8 7 | 廣瀬 一哉 | 1 2 ヶ月 |
| (株)藤プラント建設 | 山梨市三ヶ所 3 0 9 - 1 | 藤原 堅次 | 1 2 ヶ月 |
| (株)佐藤建設工業 | 山梨市小原西 1 2 7 4 | 佐藤 正明 | 1 2 ヶ月 |
| (有)山梨技建 | 山梨市下井尻 4 8 0 | 芳賀 恒雄 | 1 2 ヶ月 |
| 奥山建設(株) | 山梨市万力 1 1 4 7 | 奥山 弘昌 | 1 2 ヶ月 |
| (株)飯塚工業 | 笛吹市御坂町井之上 1 5 1 1 | 飯塚 三郎 | 1 2 ヶ月 |
| (株)中村工務店 | 笛吹市境川町藤袋 8 8 0 - 1 | 中村 庄吾 | 1 2 ヶ月 |
| 風間興業(株) | 笛吹市八代町北 1 0 4 7 - 1 | 風間 隆 | 1 2 ヶ月 |
| 友愛工業(株) | 笛吹市石和町八田 3 2 0 | 天川 克夫 | 1 2 ヶ月 |

(別 紙 2 / 2)

| 業 者 名 | 本店の所在地 | 代表者名 | 指名停止期間 |
|----------|-----------------------|--------|--------|
| 矢崎興業(株) | 笛吹市八代町北 1 9 9 1 | 矢崎 勝教 | 1 2 ヲ月 |
| (株)筒井建設 | 笛吹市石和町河内 6 5 - 1 | 筒井 憲也 | 1 2 ヲ月 |
| 風間建設(株) | 笛吹市石和町市部 5 2 2 | 風間 純哉 | 1 5 ヲ月 |
| (株)栗田工業 | 笛吹市石和町小石和 1 8 4 2 - 1 | 武川 正一 | 1 2 ヲ月 |
| (株)芦沢組土木 | 笛吹市石和町井戸 1 1 1 - 1 | 芦澤 幸男 | 1 2 ヲ月 |
| (株)八木沢興業 | 南巨摩郡身延町上八木沢 9 8 | 佐野 小太郎 | 1 2 ヲ月 |
| 小泉建設(株) | 甲府市上曾根町 6 4 6 - 1 | 小泉 茂 | 1 2 ヲ月 |
| 長田建設(株) | 甲府市下向山町 1 6 6 7 | 長田 仁 | 1 2 ヲ月 |
| (株)地場工務店 | 笛吹市御坂町金川原 8 5 0 - 1 | 地場 亜紀子 | 1 2 ヲ月 |
| 中楯建設(株) | 中央市大鳥居 2 7 6 0 | 中楯 勇人 | 1 2 ヲ月 |

独占禁止法違反行為に伴う指名停止措置等の概要

◎ 指名停止（自発注工事に係わる措置）

| | 指 名 停 止 時 期 | 指 名 停 止 期 間 |
|----------|-----------------------------|-------------|
| 山 梨 県 | ・ 排除措置命令発出時 ・ 課徴金納付命令発出時 | 12ヶ月～24ヶ月 |
| 中央公契連モデル | ・ 排除措置命令発出時 ・ 課徴金納付命令発出時 | 3ヶ月～12ヶ月 |

- 注) ・中央公契連とは、「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」
- ・国や都道府県の指名停止等措置要領は、公契連モデルに基づき策定
 - ・山梨県の指名停止期間は、「全国知事会の指針（H18.12.18）」に基づく
(入札談合に係る違法・不正行為を行った場合は、少なくとも12月以上)

全国の状況

| | 指 名 停 止 時 期 | 指 名 停 止 期 間 |
|-------------|-----------------------------|-------------|
| 10都県 | ・ 排除措置命令発出時 ・ 課徴金納付命令発出時 | 3ヶ月～ |
| 5県 | | 6ヶ月～ |
| 2道県 | | 9ヶ月～ |
| 22県（山梨県を含む） | | 12ヶ月～ |
| 7府県 | | 18ヶ月～ |
| 1府 | | 24ヶ月 |

今回の措置命令に対する国土交通省の指名停止は、4月25日から2ヶ月

*国の要領 「所属以外の発注工事に係わる場合 2ヶ月～9ヶ月」

◎ 公正入札違約金

| | 請 求 時 期 | 契約額に対する割合 |
|-------|--|-----------|
| 山 梨 県 | ・ 排除措置命令又は課徴金納付命令の確定 ・ 審判請求の審決確定 ・ 審決取消訴訟の判決確定 | 20% |

- 注) ・違約金の割合は、「全国知事会の指針（H18.12.18）」に基づく
(違約金特約の額を契約額の20%以上)

全国の状況

| | 請 求 時 期 | 契約額に対する割合 |
|---------------|--|-----------|
| 8都県 | ・ 排除措置命令又は課徴金納付命令の確定 ・ 審判請求の審決確定 ・ 審決取消訴訟の判決確定 | 10% |
| 2県 | | 15% |
| 36道府県（山梨県を含む） | | 20% |
| 1県 | | 30% |

公正取引委員会による排除措置命令等に関連した嘆願・要請

◎ 各種団体

山梨県中小企業団体中央会

山梨県商工会議所連合会

山梨県商工会連合会

山梨県農業協同組合中央会

日本労働組合総連合会山梨県連合会（連合山梨）

社団法人山梨県建設業団体連合会

社団法人山梨県建設業協会

社団法人山梨県土地改良協会

社団法人山梨県治山林道協会建設部会

◎ 県民等

県民並びに従業員等の署名 80,630人